

(1) 会費

各種団体が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費としての支出については、会費が案内文に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は1万円を支出限度額とします。

(2) 香典

国民健康保険事業関係者（市非常勤特別職、その他市長が認めた者（一部、前職及び元職を含む。）並びにそれぞれの者の親族）への香典としての支出については1万円を支出限度額とします。

(3) 生花

国民健康保険事業関係者（市非常勤特別職、その他市長が認めた者（現職に限る。））へ生花としての支出については実費相当額を支出限度額とします。

(4) 土産品

来客又は訪問先などへの土産品（国民健康保険事業運営上、必要と認められる場合に限る。）としての支出については実費相当額を支出限度額とします。

(5) 賛助金

国民健康保険事業に関する団体等が行う事業に対する賛助金（公益性があると認められる場合に限る。）としての支出については1万円を支出限度額とします。